「調剤料の夜間・休日等加算」について

保険薬局では、午後7時から翌日の午前8時まで(土曜日にあっては午後1時から)の時間、又は日曜日及び祝日に 調剤を行った場合に、厚生労働省の通知により、夜間・休日等加算を算定することになっています。

また、時間外加算、休日加算、深夜加算の要件を満たす場合には、それぞれ時間外加算、休日加算、深夜加算を算定することになっています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

夜間・休日等加算の対象となる受付時間帯及び日

平 日 午後7時から、翌日の午前8時までの時間

土曜日 午後1時から、月曜日の午前8時までの時間

休 日 日曜日及び国民の祝日(12 月 29 日 \sim 31 日及び 1 月 1 日 \sim 3 日は休日として取り扱います。)

※ <u>この加算は薬局の営業時間内におけるもので、営業時間外では時間外加算、休日加算、深夜加算となります。</u>